

(様式3-1) 研究研修活動記録票(研究会、研修会開催又は参加に要する経費)

嬉野市議会議員

芦塚 典子

開催月日	令和6年2月2日(金)		
開催時間	10:00~13:00		
開催場所	京都市南区東九条西山王町1 京都JAビル		
主催者	(株)廣瀬行政研究所		
研修会等の名称	議長・委員長のための議会運営		
講師等の氏名等	廣瀬行政研究所代表 廣瀬 和彦		
内容・結果等	<p>1. 議長・委員長の権限 地自法104条 地自法129条、130条、131条、137条に規定          (1) <b>秩序保持権</b> 議員並びに傍聴人 (2) 議事整理権 2. 通告書と通告外          3. 不穏当・不規則発言 (①無礼、②私生活に関する、③根拠が不明確④基本的人権          発言取り消し方法: <b>本会議で議長が取り消し命令をすぐ出すことは異例</b>  <b>⇒ 議長が議運に当該発言が不穏当かどうか諮問して答申に従い措置</b>          発言取り消しの留保宣告をしないと発言取り消しは当日しかできない。(総務省)          効力: 会議を閉じる、中止権限、社会通念上、議長が勝手にすることはできない。          秩序(暴言と許可を得ない発言)と懲罰(134条、135条)議員の8分の1以上の議決          137条(重度の秩序維持権) 発言の注意~禁止という順序になる。</p> <p>4. 傍聴人 [地自法130条] 行政実例昭和28. 8. 14 報道関係者は別規程          会議規則の改正がある 社会通念上 異議無視で閉会可          地自法131条 132条 議長に関して注意喚起可能 137条: 懲罰動議請求権          議長が被告になる場合も出てくる。 自治法152条 議事整理権</p> <p>5. 動議・議事進行発言 ①原則として口頭 ②案をそなえる必要がない。③議題宣告</p> <p>6. 日程作成 議長のみで作成 地自法109条3項1号「議会の運営に関する事項」          議事日程の削除・訂正と延会の場合: 次回の議事日程に再掲載するのが適当          (4) 事務統理権(自治法138条)(5) 議会代表権: 意見書の提出、100条調査に証人出頭          ☆訴訟に代表権 発言の訂正と趣旨の変更(65条と64条: 発言の取り消しをしてから)  <b>マトメ</b> 地自法104条に議長の議事整理権並びに議会代表権等があるが、他市の議会条          例策定特別委員会等を参考にすれば、議長の責務と役割を基本条例に掲げてある。当市          も基本条例において検討すべきではないかと考える。</p>		
上記活動に要した経費	経 費 の 内 容	支 払 先	金 額 ( 円 )
	会費		25,000
	旅費		22,380
	宿泊費		14,270
	合 計		61,650

(様式3-1) 研究研修活動記録票(研究会、研修会開催又は参加に要する経費)

嬉野市議会議員

芦塚 典子

開催月日	令和6年2月2日(金)				
開催時間	14:00~17:00				
開催場所	京都市南区東九条西山王町1 京都JAビル				
主催者	(株)廣瀬行政研究所				
研修会等の名称	議会運営会の役割と権限				
講師等の氏名等	廣瀬行政研究所長 廣瀬 和彦				
内容・結果等	<p>1. 議会運営委員会の所管と権限 (総務省:地方自治月報)</p> <p>(1) 議会運営に関する事項 定数の規定の留意点:3分の1~5分の1 自治法109条3項、任意の機関 特別委員会は常設でない。</p> <p>(2) 議会の会議規則:自治法120条、委員会に関する条例等に関する事項</p> <p>(3) 議長の諮問に関する事項 ①会期 ⑤懲罰動議 ③議長の諮問機関</p> <p>☆ 議員報酬所管は議会運営委員会 広義は総務常任委員会所管 地自法203条 棄権者がいる場合の表決 留意 議場内では意思を表示しない者とみなされる。 所管事務調査は会期中のみ、通知のみ(閉会中ではできないが、次の会期までできる。) 閉会中の審査がある場合にのみ視察できる。(調査終了まで)</p> <p>2. 議会運営委が委員の選出手法と委員外議員の活用・会派離脱との関係 本会議で議会運営委員会の委員を本会議で指名する必要がない。 ☆ 議事日程 議運委員会等で答申して議長の権限(自治法109条)</p> <p>3. 議会運営委員会の答申と法的拘束力(先例、慣例、申し合わせ事項の改革)法律合法 議会の自立性の範疇であって、少数会派で発言の権限はある。</p> <p>4. 議長等の兼職の是非 (副議長は委員会出席はできない:委員会外委員として出席)</p> <p>5. 議会運営委員会と常任・特別委員会、協議等の場との関係 ☆ 懲罰:付託が必要、懲罰、出席停止、違法な形で懲罰をかけると裁判になる。 議会に対する懲罰 地方255条、議員の辞職勧告に裁判は介入した例名古屋高裁 マトメ 議会改革の課題として「議会力」を高める取組みを検討する諮問が議長から出され た議会があるが、議会運営に関しては法律等研究する余地があり、議会改革検討に関する 委員会等で検討も必要ではないかと考える。</p>				
上記活動に要した経費	経 費 の 内 容	支	払	先	金 額 ( 円 )
	講師謝礼				0
	会費				
	旅費				
	宿泊費				
	合 計				